**集団的自衛権　追加レジュメ**

平成27年4月20日発表

4年　内川、伊井、田島

3年　岩淵、小針、渋沢

＜ディベート論題（改題）＞

（１）日本と同盟関係にあるA国がテロリストによって攻撃され、さらに日本人がA国内においてテロリストに人質として囚われた場合、邦人救出のために、集団的自衛権を行使して、自衛隊を出動させることができるか。

論点①　集団的自衛権行使容認についての賛否

論点②　集団的自衛権に基づき、邦人救出を行う場合にどのような条件が必要か

（２）（１）で集団的自衛権が行使でき、他国軍と共同で人質救出作戦を行う場合、どこまで他国軍の支援ができるか。

**○在外自国民の保護救出等に関して**（文責）小針

**・領域国の同意がある場合**

この場合、国際法において在外自国民の保護・救出は、領域国の同意に基づく活動として許容される。在外自国民の保護・救出の一環としての救出活動や妨害排除の際しての武器使用についても、領域国の同意がある場合には、そもそも「武力の行使」には当たらず、当該領域国の治安活動を補完・代替するものに過ぎないものであって、憲法上の制約はないと解釈すべきである。

**・領域国の同意がない場合**

この場合にも、在外自国民の保護・救出は、国際法において、所在地国が外国人に対する侵害を排除する意思や能力を持たず、かつ当該外国人の身体、生命に対する重大かつ急迫な侵害があり、他に救済の手段がない場合には、自衛権の行使として許容される場合がある。

現在では、多くの外国人が海外で活躍し、2013年1月のアルジェリアでのテロ事件のような事態が生じる可能性がある中で、憲法が在外自国民の生命、身体、財産等の保護を制限していると解することは適切ではなく、国際法上許容される範囲の在外自国民の保護・救出を可能とすべきである。国民の生命・身体を保護することは国家の責務でもある

※平成27年3月11日、政府は、自衛隊の邦人の救出任務に関しては、邦人と派遣される自衛隊の安全確保を重視し、自衛隊を在外邦人救出に派遣する際の判断基準について公明党に提示した。まず大前提として、救出活動を行う場所で武力紛争が発生しておらず、警察など治安機関が治安維持に当たっていることが必要である。それらに加えて、（1）在留邦人の安全確保の義務を負う領域国政府に代わり、日本が安全確保を行う相応の事情があるか（2）任務を遂行するための武器使用を含め、自衛隊活動への領域国の同意があるか（3）必要最小限度の武器使用で対応できるか（4）領域国の治安機関による協力・支援が得られるか－の４項目を判断材料として提示した。

**参考文献**

・『安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会』、首相官邸、平成26年5月15日

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/dai7/houkoku.pdf>